

備前市建設工事等暴力団排除対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係者を利用していることが判明した場合における指名停止名等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、土木関係コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務、役務の提供に係る委託業務及び物品調達業務をいう。

(2) 有資格業者 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により建設工事等に参加する資格を有する者をいう。

(3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）及び支配人並びに支店、営業所等の代表者を、個人の場合は支配人及び支店、営業所等の代表者をいう。

(4) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める団体）をいう。

(5) 暴力団関係者 暴力団の構成員、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの又は警察等捜査機関が確認したものをいう。

(6) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者関係者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件について同表に定める期間の範囲内で、当該有資格業者を指名停止するものとする。

2 有資格業者のうち協同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等組合（以下「組合等」という。）を前項の規定により指名停止するときは、当該組合等の構成員のうち有資格業者についても、当該組合等の指名停止される期間の範囲内で、指名

停止するものとする。

3 第1項の規定により指名停止する有資格業者が組合等の構成員であるときは、当該組合についても、当該有資格業者の指名停止される期間の範囲内で指名停止するものとする。

4 市長は、有資格業者が警察捜査等に積極的に協力した場合は、指名停止を減免することができる。

(指名停止事案の報告)

第4条 市長は、有資格業者関係者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、警察署に報告するものとする。

(指名停止の決定)

第5条 市長は、有資格業者関係者が措置要件に該当することを知ったときは、速やかに備前市入札等指名委員会（以下「委員会」という。）の審議に付さなければならない。

2 委員会は、前項の規定により付議された事案については、速やかに審議し、措置要件の認定をしたときは、指名停止の期間を決定し、当該有資格業者に文書で通知するものとする。

(指名停止期間の変更等)

第6条 市長は、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく文書で通知するものとする。ただし、通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(指名停止期間中の制限)

第7条 指名停止期間中の有資格業者を一般競争入札に参加させてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、市が発注する建設工事等の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。ただし、指名停止を受ける以前の工事等及び指名委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするために、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(工事妨害の際の措置)

第10条 市長は、建設工事等の受注業者から、暴力団関係者により工事の妨害を受けた旨の申し出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(警察との連携)

第11条 委員会は、警察との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 市長は、別表の措置要件に該当すると認められる情報提供があったときは、警察に当該情報の確認を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。ただし、施行前にした行為についても適用する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。ただし、施行前にした行為についても適用する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。